

## 「上天草市釣りを軸にしたブルーツーリズム促進プロジェクト」規約

### (名称)

第1条 このプロジェクトは「上天草市釣りを軸にしたブルーツーリズム促進プロジェクト」と称する。

### (目的)

第2条 上天草市を釣りで盛り上げたいという想いのある方々が、それぞれの経験や知恵を結びつけることで、上天草市において釣りを軸としたブルーツーリズムを促進し、上天草市の交流人口、関係人口を拡大することを目的とする。

### (実施内容)

第3条 本プロジェクトは、前条の目的を達成するため、次の取組みを行う。

- (1) 上天草市企画政策課（以下、「事務局」という。）は、本プロジェクトに参加する者（以下「メンバー」という。）を組織して推進会議を開催し、上天草市の釣りを軸にしたブルーツーリズムを促進するための施策をメンバーとともに検討し、その取組みを支援する。
- (2) メンバーは推進会議に参加し、自らの知恵や経験に基づき、上天草市が釣りを軸にしたブルーツーリズムを促進するために積極的に情報提供及び情報交換を行う。

### (事業実施期間)

第4条 本プロジェクトの事業実施は、令和2年11月11日から令和3年3月31日までとする。

### (推進会議)

第5条 本プロジェクトに推進会議を置く。

- 2 推進会議の構成員は、メンバー及び事務局とする。
- 3 本プロジェクトの推進に必要と認める場合には、前項の構成員に加え、学識経験者等の参加を求めることができる。
- 4 推進会議は、次の事項を取扱う。
  - (1) 上天草市の釣りを軸にしたブルーツーリズム促進に係る情報交換
  - (2) 本プロジェクトに係る情報の外部への開示についての合意形成
  - (3) その他
- 5 本プロジェクト及び推進会議の庶務は、事務局が行う。

### (機密保持)

第6条 第5条に規定する推進会議において、構成者間で共有された情報については同条第4項第2号によりあらかじめ合意された場合を除き、第三者に開示、公表、漏洩等してはならない。

(個人情報の取り扱い)

第7条 事務局が入手したメンバーの個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）に基づき適切に処理する。

(規約の改正)

第8条 事務局は必要に応じて本規約の改正を行い、推進会議等の場を通じてメンバーに報告するものとする。

附 則

この規約は令和2年11月11日から施行する。